

同性カップルが犯給法 5 条 1 項 1 号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するか

【文 献 種 別】 判決／名古屋地方裁判所

【裁判年月日】 令和 2 年 6 月 4 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（行ウ）第 76 号

【事 件 名】 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 5 条 1 項 1 号

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25566413

京都産業大学教授 渡邊泰彦

事実の概要

原告 X 男は、平成 6 年頃に A 男と知り合って交際するようになり、その頃から同居生活していた。

X と交際していた B 男は、X と A の関係が継続しているため X を独り占めすることができないと考え、A に対する殺意を抱き、平成 26 年 12 月 22 日に A の居宅で A の左胸部を包丁で突き刺し、A を出血性ショックにより死亡させた。

B は、平成 28 年 5 月 24 日に名古屋地裁において本件殺害行為について懲役 14 年の有罪判決を受け、同判決は控訴されることなく確定した。

X は、平成 28 年 12 月 12 日に愛知県公安委員会に対し、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下、犯給法とする）5 条 1 項 1 号「犯罪被害者の配偶者」にあたるとして、同法 4 条 1 号所定の遺族給付金の支給の裁定を申請した。

平成 29 年 12 月 22 日付けで、愛知県公安委員会は、本件申請につき、遺族給付金を支給しない旨の裁定をした。平成 30 年 3 月 16 日に、国家公安委員会に対して審査請求をした（判決時には審査請求に対する裁決はされていない）。

X は、愛知県、愛知県公安委員会、同委員長に対して、平成 30 年 7 月 9 日に本件訴えを提起した。

決定の要旨

棄却。

「犯給法 5 条 1 項 2 号、3 号に掲げられた親子、祖父母、孫や兄弟姉妹といった親族は、社会通念上、犯罪被害者と親密なつながりを有するものとして犯罪被害者の死亡によって重大な経済的又は精神的な被害を受けることが想定される者であり、これらと並んで同項 1 号に掲げられている『配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）』に該当する者についても、同様の者が想定されていると考えられることからすると、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が犯給法 5 条 1 項 1 号の『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当するためには、同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていることを要するというべきである。」

「同性間の共同生活関係については、政策的に婚姻が禁じられているというのではなく、そもそも民法における婚姻の定義上、婚姻に該当する余地がないのであるから（なお、この解釈自体については、原告も争うところではない。）、重婚や近親婚の場合とは自ずから局面を異にしているといわざるを得ない。したがって、重婚的内縁や近親婚的内縁が一定の場合に内縁関係として保護されるからといって、同性間の共同生活関係が内縁関係に含まれる理由となるとは解されず、原告の前記主張は採用することができない。」

「本件処分当時の我が国において同性間の共同

生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたとはいえず、本件処分当時においては、同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が、個別具体的な事情にかかわらず、『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』（犯給法5条1項1号）に当たると認めることはできないというべきである。」

判例の解説

一 概要

犯罪被害者など給付金は「犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族」の「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため」（犯給法1条）、一時金として支払われる（犯給法4条）。

本件では、同性カップルの当事者が犯給法5条1項1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するかが争われた。

原告側は、(1) 同性間の生活共同関係にも内縁法理が妥当すること、(2) 同性間の共同生活関係に関する社会的状況について、(ア) 同性パートナーシップに関する公的認証制度、(イ) 地方公共団体が同性間の共同生活関係に対する差別の解消に向けて講じている措置、(ウ) 民間企業における同性間の共同生活関係に対する対応の変化、(エ) 各種団体による提言等、(オ) 同性婚に向けた立法の動き、(カ) 国民の意識に関するアンケート調査の結果、(キ) 海外の情勢等、(3) 家族形態の多様化などを指摘することで「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当すると主張した。

これに対して、本判決は、(a) 婚姻に該当する余地がない同性間の共同生活が内縁関係に含まれないこと、(b) 前記(2)(ア)～(カ)の事情から本件処分時に同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたとはいえないことを理由に請求を認めなかった。

以下で概観するように、同性カップルの法的保護を認める下級審裁判例が出ている中で、その流れとは異なる裁判例である。

二 同性カップルの保護をめぐる裁判例

これまで、同性カップルによる縁組について、

東京高判平31・4・10（裁判所ウェブサイト）は、「年齢差のない成年同士の養子縁組にあっては、典型的な親子関係から想定されるものとは異なる様々な動機や目的も想定され得るものであり、その中で、同性愛関係を継続したいという動機・目的が併存しているからといって、縁組意思を否定するのは相当ではないと考える。」として、縁組意思の存在を肯定した¹⁾。

同性カップルによる事実婚については、不貞行為により解消した場合に、当事者の一方から他方と不貞行為の相手方に対して共同不法行為を理由に慰謝料を請求した事案がある。原審宇都宮地真岡支判令元・9・18（裁判所ウェブサイト）は、「日本では法律上の婚姻が認められていないために正式な婚姻届の提出をすることはできず、生殖上の理由から二人双方と血のつながった子をもうけることはできないという限界はあるものの、それ以外の面では、男女間の婚姻と何ら変わらない実態を有しているということができ、内縁関係と同視できる生活関係にあったと認めることができる」として、事実婚の相手方に対する100万円の慰謝料請求のみを認めた。控訴審東京高判令2・3・4（裁判所ウェブサイト）は、同性カップルの関係は、「他人同士が生活を共にする単なる同居ではなく、同性同士であるために法律上の婚姻の届出はできないものの、できる限り社会観念上夫婦と同様であると認められる関係を形成しようとしていたものであり、平成28年12月当時、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合としての婚姻に準ずる関係にあったということができた。したがって、控訴人及び被控訴人は、少なくとも民法上の不法行為に関して、互いに、婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有するものというべきである。」として、控訴を棄却している。

三 同性カップルの内縁保護

1 本判決の考え方

本判決は、同性カップルが、重婚的内縁や近親婚的内縁とは質的に違うことから、内縁として保護することはできないと考えている。その理由として、重婚や近親婚では「婚姻に該当することを前提とした上で、これを認める弊害に鑑み、政策的に法律婚としては一律に禁じられている」のに対して、同性間の生活共同関係は「そもそも民法

における婚姻の定義上、婚姻に該当する余地がない」ことをあげる。

前掲宇都宮地裁真岡支判令和元年が「なお、現行法上、婚姻が男女間に限られていることからすると、婚姻関係に準じる内縁関係(事実婚)自体は、少なくとも現時点においては、飽くまで男女間の関係に限られると解するのが相当であり、同性婚を内縁関係(事実婚)そのものと見ることはできないというべきである。」と述べるのと類似する。

これに対して、前掲宇都宮地裁真岡支判令和元年のような「内縁関係と同視できる生活関係か」という判断枠組を、本判決は採っていない。犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情」との文言に拘泥したとみられる。

2 婚姻概念の変化

同性間の生活共同関係が婚姻に該当する余地がないのかは、検討が必要である。2001年にオランダを皮切りに、ヨーロッパ、アメリカを中心に同性婚を導入する国が増加している。そもそも欧米の多くの国では、少なくとも男性間の同性愛行為は犯罪とされ、同性カップルが婚姻に該当する余地はなかった。しかし、現在では、同性間の婚姻も、民法上の婚姻として認められている。このような同性カップルをも含む外国の婚姻制度も、日本において「婚姻」として理解されている²⁾。21世紀になり、婚姻当事者の性別の組み合わせは、政策的な判断となっている。

日本において、同性間の生活共同関係は婚姻に該当する余地がないのではなく、現時点では政策的に婚姻に含めることを怠っているだけである。

3 準婚理論の適用

最判昭33・4・11(民集12巻5号789頁)は、「いわゆる内縁は、婚姻の届出を欠くがゆえに、法律上の婚姻ということはできないが、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合である点においては、婚姻と異なるものではなく、これを婚姻に準ずる関係というを妨げない」と述べている。同判決が「男女」と述べるのは、その当時に同性間の婚姻を想定できなかったという時代的制約のもとにあったと位置づけられる。

前記東京高判令和2年は、準婚理論を同性カップルに適用することを認めており、現在において同性間の生活共同体が当然に内縁に含まれないとはいえない。前掲宇都宮地裁真岡支判令和元年のように「内縁関係と同視できる生活関係」かとい

う迂遠な過程を経る必要なしに、同性カップルを内縁として保護できるべきである。

四 同性間の生活共同体の保護

1 同性パートナーシップに関する公的認証制度

続いて、本判決は、同性間の生活共同体が婚姻関係と同視し得るとの社会通念が形成されているのかを検討している。その際に、同性パートナーシップに関する公的認証制度について、「配偶者控除等の直接的な法的効果は付与されていないのであって(略)、婚姻関係を男女間の関係とする婚姻法の規律に影響を及ぼすような制度設計がされるには至っていない。」と評価する。

条例または市長などの要綱による同性パートナーシップ登録・宣誓は、法律で定めるべき領域において法的効果を有することはなく、婚姻法の規律に影響を及ぼさないのは当然である。同性パートナーシップに関する公的認証制度は、法的効果を有さないという選択をしたのではなく、条例・要綱によって最大限可能な範囲で婚姻と同様の扱いをしている。

また、パートナーシップ宣誓の中には、同性カップルを要件とせず、異性カップルの宣誓を認めている地方自治体もある(千葉市、横浜市、京都市など)。直截に婚姻関係と同視し得るのではないとしても、婚姻と同視し得る異性間の事実婚と同視できる。同性カップルは、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に、事実婚と同様に含まれることとなる。

2 外国法の理解

本判決は、「同性間の共同生活関係に関する社会制度の形成は、〔ア〕婚姻とは別の生活パートナーとしての登録あるいは共同生活のための契約の登録を認め、婚姻に近似した法律関係を保障する、〔イ〕事実婚としての法的保障を及ぼす、〔ウ〕同性婚そのものを法制化するといった段階を経て徐々に進むことが想定されるところ(諸外国において、〔ア〕の方法に先んじて〔イ〕の方法で同性間の共同生活関係に対応した国はないとされる〔甲50〕。)」とも述べている。

そもそも引用されている論文³⁾と比べると、上記〔ア〕の登録と〔イ〕事実婚の順番が逆である。

さらに、事実婚による保護が登録パートナーシップの導入に先んじていた国もある。例えば、スウェーデンでは、1994年の同性登録パートナー

シップ法導入の前から、1987年「内縁夫婦の財産関係に関する法律」⁴⁾によって、非婚の男女間カップルについて定められていた法律が同性カップルに適用されることとなった。

3 社会通念の形成

本判決は、「同性間の共同生活関係を異性間のものと同様に扱う取組も依然として地方公共団体や民間企業に広く浸透しているとはいえない」、「同性婚の法制化が実現する具体的なめどが立つに至っているとははいえない」、「同性婚に関する意識調査においては、どちらかといえば賛成という趣旨を含む賛成意見が反対意見を上回るといった結果が出ているものの、賛成意見と反対意見はなお拮抗していると評価し得ること」をあげて、「処分当時の我が国において同性間の共同生活関係を婚姻関係と同視し得るとの社会通念が形成されていたということとはできない」とする。

だが、本判決による評価とは反対に、同性婚の法制化に対する提言の背景や意思調査の結果からは、同性間の生活共同体を婚姻関係と同視し得るという社会通念が形成されていると捉える方が自然であろう。そして、社会通念が形成され、一般に同性間の共同生活を婚姻関係と同視するならば、内縁法理の適用を受け、当然に犯給法の保護の範囲に入る⁵⁾。

五 個別の領域における保護

本判決は、「犯給法による保護の範囲は社会通念により決するのが合理的である」と述べている。

しかし、「犯給法による保護の範囲」の検討は、同性間の生活共同体を婚姻関係と同視し得るという社会通念が形成されているかという一般論（前記四）と区別すべきである。婚姻と同視する社会通念が形成されておらず内縁法理の適用を受けない共同生活関係であっても、犯給法の趣旨から、犯給法という具体的な個別の領域において婚姻と同視できるかを検討することとなる。

例えば、民法711条の類推適用により慰謝料を請求できる者には、内縁配偶者のみならず、「被害者との間に同条所定の者と実質的に同視しうべき身分関係が存し、被害者の死亡により甚大な精神的苦痛を受けた者」も含まれる⁶⁾（最判昭49・12・17民集28巻10号2040頁）。本件では、XとAの関係が婚姻と実質的に同視し得るかという観点から、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関

係と同様の事情にあった者」にあたるかを判断することとなる。

だが、本判決は、「個別具体的な事情にかかわらず」犯給法5条1項1号にあたと認めることはできないと述べ、必要な考慮をしなかった。

六 終わりに

同性間の生活共同体は、同性間の内縁・事実婚として異性間の内縁・事実婚と同様の保護を受けると考える。当然に犯給法5条1項1号にいう「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に含まれる。上記のように、本判決が同性間の共同生活関係が内縁に含まれないとする理由、婚姻と同視し得ない理由に賛成することはできない。

同性婚が導入されていない日本において、地方自治体によるパートナーシップ登録・宣誓に現在では具体的な権利・義務に結びついていない。個別領域での権利保障に留まらず、内縁・事実婚としての同性カップルの保護を認めることによって、より利用に値する制度へと発展していくことが求められている。

●——注

- 1) 同判決の評釈として、渡邉泰彦「同性カップルによる縁組の効力」新・判例解説 Watch（法セ増刊）26号（2020年）113頁がある。
- 2) もっとも、外国で締結された同性間の婚姻を日本で承認するのという国際私法の問題はある。
- 3) 二宮周平「家族法——同性婚への道のりと課題」三成美保編著『同性愛をめぐる歴史と法 尊厳としてのセクシュアリティ』（明石書店、2015年）122頁。
同論文であることをご教示いただいた山下敏雅弁護士には、この場を借りてお礼を申し上げます。
- 4) 同法の成立過程については、菱木昭八朗「スウェーデン同性婚法」ジュリ1056号（1994年）137頁以下を、「内縁夫婦の財産関係に関する法律」については、同「スウェーデンにおける内縁夫婦の財産関係に関する法律について」家月40巻6号（1988年）1頁以下を参照。
- 5) 同性間の生活共同体は内縁に含まれないが、婚姻関係と同視し得るという結論に至った場合であっても、内縁・事実婚と同じ保護を与えるしかない。
- 6) この事案では、被害者の夫と子とともに、身体障害のため被害者と同居し、その庇護を受けていた夫の妹からの請求を認めた。